

# 半田市耐震改修促進計画

---

令和3年9月（令和8年10月中間見直し）

半 田 市

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1 計画策定の背景 ..... 1
- 2 計画の位置づけ ..... 2
- 3 住宅・建築物の耐震化の現状 ..... 3

## 第2章 計画の基本的事項

- 1 対象区域 ..... 6
- 2 計画期間 ..... 6
- 3 対象建築物 ..... 6

## 第3章 計画の方針

- 1 計画の方針 ..... 13
- 2 計画の目標 ..... 13

## 第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

- 1 耐震化及び減災化に向けた役割 ..... 14
- 2 住宅の耐震化・減災化の促進 ..... 15
- 3 建築物の耐震化・減災化の促進 ..... 17
- 4 耐震化・減災化に向けた環境整備 ..... 18
- 5 建築物に対する指導等について ..... 19

## 第5章 その他関連する施策等 ..... 20

## 第6章 計画達成に向けて

- 1 取組・施策等の進捗状況のフォローアップ ..... 21
- 2 計画の見直し ..... 21

## 半田市耐震改修促進計画と SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、2030（令和 12）年までを期限とする世界共通の「持続可能な開発目標」です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する総合的な取組を示しています。

半田市耐震改修促進計画の上位計画である「第 7 次半田市総合計画」では、基本計画の各基本施策と SDGs の目標が関連付けられており、施策を展開することで SDGs の推進を図るものとしているため、半田市耐震改修促進計画と SDGs の目標を関連付け、SDGs の推進を図ります。

### SDGs ロゴと 17 の各目標に対応するゴール



| 関連するゴールと詳細                                                                          |                                | 施策 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----|
|  | 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 | 安全 |
|  | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる     | 強靱 |

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

半田市では、地震による建築物の被害を未然に防ぐため、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修を促進することを目的に、1995（平成 7）年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「愛知県建築物耐震改修促進計画（2006（平成 18）年度策定）」で定められた内容を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定める「半田市耐震改修促進計画（以下「当初計画」という。）」を 2008（平成 20）年 3 月に策定し、その後耐震化の進捗状況を踏まえ、2013（平成 25）年 8 月に「半田市耐震改修促進計画 改訂版（以下「改訂計画」という。）」を策定しました。

これまでの地震被害を振り返ると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）（1995（平成 7）年 3 月発生）では約 6,500 人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は約 5,500 人であり、さらにこの約 9 割の約 4,800 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その後では、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（2011（平成 23）年 3 月発生）、熊本地震（2016（平成 28）年 4 月発生）、大阪府北部地震（2018（平成 30）年 6 月発生）、北海道胆振東部地震（2018（平成 30）年 9 月発生）と、大規模な地震によって大きな被害を受けています。本市では、東海・東南海・南海の 3 連動地震、いわゆる南海トラフ地震の発生が危惧される中、防災・減災を図るうえで、より一層耐震化を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における感染症防止の観点からも在宅避難がクローズアップされており、住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

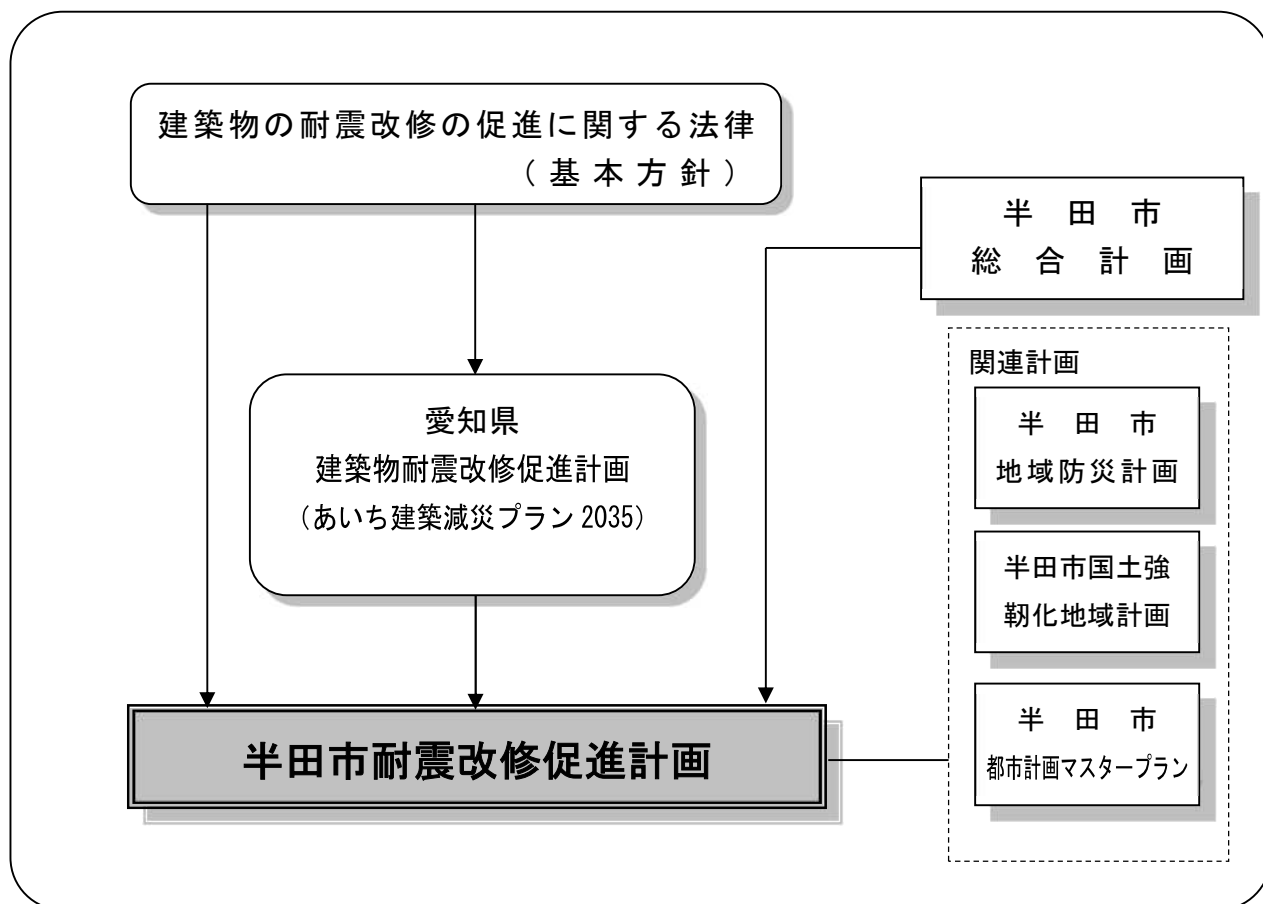
こうしたなか、住宅・建築物の耐震化や減災化を引き続き促進していくために、「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン 2030～（2021（令和 3）年 3 月策定）」等を踏まえて、「半田市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、2024（令和 6）年 1 月に発生した能登半島地震の被害状況を考慮し、令和 8 年 3 月に新たに「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン 2035～」（以下「県計画」という。）が策定されました。これを踏まえ、令和 8 年 11 月に本計画の見直しを行います。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、県計画、「半田市総合計画」を上位計画、「半田市地域防災計画」、「半田市国土強靱化地域計画」、「半田市都市計画マスタープラン」を関連計画とし、耐震改修促進法に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として策定するものです。

図 1-1 半田市耐震改修促進計画の位置づけ



### 3 住宅・建築物の耐震化の現状

住宅・建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められており、これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては 1980（昭和 55）年に大きく改正され、新しい耐震基準が 1981（昭和 56）年 6 月 1 日に施行されました。この改正後の基準によって建築された住宅・建築物（以下、「新耐震住宅」又は「新耐震建築物」という。）は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震に対して概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下、「旧耐震住宅」又は「旧耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

#### （１）住宅の耐震化の状況

本市内における住宅の耐震化の状況については、2026（令和 8）年 1 月時点で、住宅総数 52,127 戸のうち耐震性があると判断されるものは 46,105 戸であり、88%の住宅で耐震性がある（当初計画：2007（平成 19）年 1 月時点で 76%）となっています。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が 6,022 戸存在することから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

表 1-1 本市における耐震性のある住宅（単位：戸）

|     |      | 総数     | 新耐震住宅<br>(耐震性あり) | 旧耐震住宅  |                | 耐震性のある住宅数      |        |           |
|-----|------|--------|------------------|--------|----------------|----------------|--------|-----------|
|     |      | ①      | ②                | ③      | 耐震性<br>あり<br>④ | 耐震性<br>なし<br>⑤ | ⑥=②+④  | 割合<br>⑥/① |
| 木造  | 当初計画 | 24,626 | 13,261           | 11,365 | 1,609          | 9,756          | 14,870 | 60%       |
|     | 現状   | 30,127 | 22,707           | 7,420  | 1,730          | 5,690          | 24,437 | 81%       |
| 非木造 | 当初計画 | 18,267 | 15,615           | 2,652  | 2,016          | 636            | 17,631 | 97%       |
|     | 現状   | 22,000 | 20,175           | 1,825  | 1,493          | 332            | 21,668 | 98%       |
| 計   | 当初計画 | 42,893 | 28,876           | 14,017 | 3,625          | 10,392         | 32,501 | 76%       |
|     | 現状   | 52,127 | 42,882           | 9,245  | 3,223          | 6,022          | 46,105 | 88%       |

※当初計画：2007（平成 19）年 1 月現在の課税台帳をもとに算出

現 状：2026（令和 8）年 1 月現在の課税台帳をもとに算出

## (2) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の状況

## 1) 要緊急安全確認大規模建築物（多数の者が利用する大規模建築物）

不特定かつ多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある旧耐震建築物のうち、耐震性がない建築物の棟数は1棟となっています。

表 1-2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況（単位：棟）

|     | 旧耐震建築物 |       |     |
|-----|--------|-------|-----|
|     | 耐震性あり  | 耐震性なし | 合 計 |
| 現 状 | 3      | 1     | 4   |

## 2) 要安全確認計画記載建築物

## (イ) 防災上重要な建築物（指定避難所等）

大規模な地震が発生した場合その利用を確保することが公益上必要な旧耐震建築物のうち、耐震性がない建築物は現在なくなっています。

表 1-3 防災上重要な建築物の耐震化の状況（単位：棟）

|     | 旧耐震建築物 |       |     |
|-----|--------|-------|-----|
|     | 耐震性あり  | 耐震性なし | 合 計 |
| 現 状 | 43     | 0     | 43  |

## (ロ) 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け道路に接するもの）

地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止することが必要な旧耐震建築物のうち、耐震性がない建築物は現在なくなっています。

表 1-4 通行障害既存不適格建築物の耐震化の状況（単位：棟）

|     | 旧耐震建築物 |       |     |
|-----|--------|-------|-----|
|     | 耐震性あり  | 耐震性なし | 合 計 |
| 現 状 | 1      | 0     | 1   |

## (3) その他の建築物

## 1) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

## (イ) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

多数の者が利用する旧耐震建築物のうち、耐震性がない建築物の棟数は、当初計画の114棟から46棟となっています。

表 1-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（単位：棟）

|           |      | 旧耐震建築物 |       |       |
|-----------|------|--------|-------|-------|
|           |      |        | 耐震性あり | 耐震性なし |
| 公 共 建 築 物 | 当初計画 | 107    | 77    | 30    |
|           | 現状   | 91     | 90    | 1     |
| 民 間 建 築 物 | 当初計画 | 84     | 0     | 84    |
|           | 現状   | 45     | 0     | 45    |
| 合 計       | 当初計画 | 191    | 77    | 114   |
|           | 現状   | 136    | 90    | 46    |

※診断義務付け建築物を除く

## (ロ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する旧耐震建築物のうち、耐震性がない建築物の棟数は、当初計画の27棟から25棟となっています。

表 1-6 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

（単位：棟）

|            |      | 旧耐震建築物 |
|------------|------|--------|
| 危険物貯蔵・処理施設 | 当初計画 | 27     |
|            | 現状   | 25     |

## (ハ) 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

地震時に進行を確保すべき道路沿道の旧耐震建築物のうち、耐震性がない建築物は、当初計画の265棟から214棟となっています。

表 1-7 地震時に進行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の現状（単位：棟）

|              |      | 旧耐震建築物 |
|--------------|------|--------|
| 県指定緊急輸送道路沿道  | 当初計画 | 34     |
|              | 現状   | 28     |
| 市指定緊急輸送道路等沿道 | 当初計画 | 231    |
|              | 現状   | 186    |
| 合 計          | 当初計画 | 265    |
|              | 現状   | 214    |

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、本市における地震による住宅・建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的に策定します。

そのため、本計画では住宅・建築物の耐震化の状況を整理し、耐震化及び減災化の目標を定めます。また、その目標を達成するために、施策を定め、愛知県と連携し耐震化及び減災化に取り組みます。

### 1 対象区域

---

本計画の対象区域は、半田市全域とします。

### 2 計画期間

---

本計画の計画期間は2021（令和3）年度から2035（令和17）年度までの15年間とします。

これは、国土交通省が「令和17年度までに耐震性が不十分な住宅、令和12年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を概ね解消する」ことを目標に掲げているためであり、そのため令和3年度から令和12年度の10年間である計画期間を5年間延長します。

### 3 対象建築物

---

本計画が対象とする建物は、住宅・建築物とし、そのなかでも、1981（昭和56）年5月31日以前に着工された旧耐震基準で建てられた住宅、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物とします。

#### （1）住宅

戸建住宅及び共同住宅（長屋を含む）

#### （2）耐震診断義務付け建築物

##### 1）要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条）

病院、店舗、旅館等の不特定かつ多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、既存耐震不適格建築物でその地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある建築物

表 2-1 要緊急安全確認大規模建築物の基準

| 用 途                                             | 規 模                                                             |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校            | 階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上<br>(屋内運動場の面積を含む)              |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの)                              | 階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上                               |
| ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  | 階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上                               |
| 病院、診療所                                          |                                                                 |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                                                                 |
| 集会場、公会堂                                         |                                                                 |
| 展示場                                             |                                                                 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                          |                                                                 |
| ホテル、旅館                                          |                                                                 |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                | 階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上                               |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの         |                                                                 |
| 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所                             | 階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上                               |
| 博物館、美術館、図書館                                     | 階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上                               |
| 遊技場                                             |                                                                 |
| 公衆浴場                                            |                                                                 |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                                                                 |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                                                                 |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                                                                 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                                                                 |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                      |                                                                 |
| 一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                    | 階数が 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上<br>(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る) |

## 2) 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

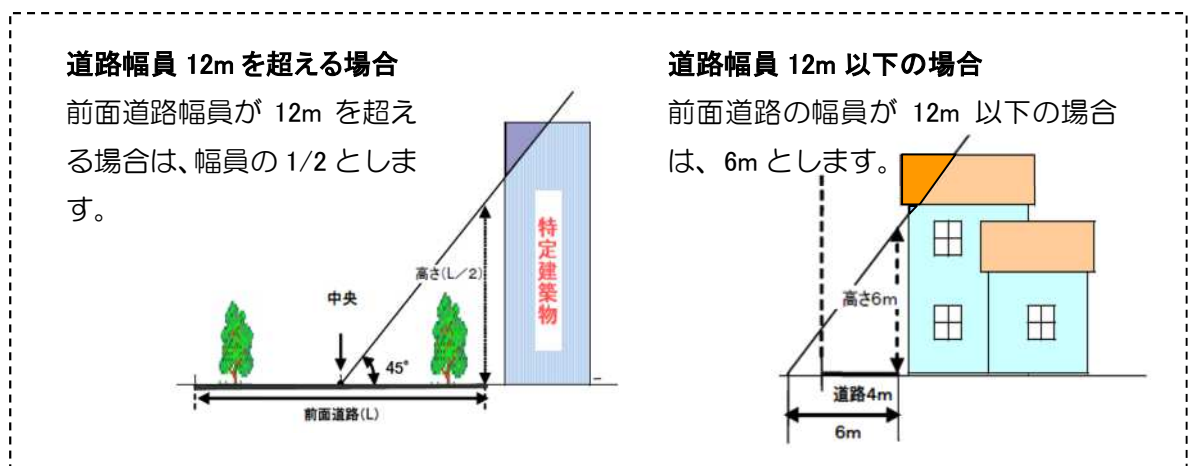
大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格である建築物（防災上重要な建築物）や地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため耐震改修の促進を図ることが必要と認められる建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）

### （イ）防災上重要な建築物（「愛知県耐震改修促進計画」に記載されている建築物）

- ・愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難場所で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物
- ・愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物

### （ロ）通行障害既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け道路に接するもの）

- ・愛知県耐震改修促進計画で定められている耐震診断義務付け道路に接している建築物のうち既存耐震不適格建築物



## (3) その他の建築物

## 1) 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条）

政令で定める規模以上の用途で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている次の（イ）～（ハ）に掲げる建築物です。

## （イ）多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）

表 2-2 多数の者が利用する建築物の基準

| 耐震改修促進法 | 政令第 6 条第 2 項 | 用 途                                             | 規 模                                  |
|---------|--------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 第十四条一号  | 第 1 号        | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所                             | 階数 2 以上かつ 500 ㎡以上                    |
|         | 第 2 号        | 小 学 校<br>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校      | 階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上<br>（屋内運動場の面積を含む） |
|         |              | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                | 階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上                  |
|         |              | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設         |                                      |
|         | 第 3 号        | 学校<br>第 2 号以外の学校                                | 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上                  |
|         |              | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  |                                      |
|         |              | 病院、診療所                                          |                                      |
|         |              | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                                      |
|         |              | 集会場、公会堂                                         |                                      |
|         |              | 展示場                                             |                                      |
|         |              | 卸売市場                                            |                                      |
|         |              | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                          |                                      |
|         |              | ホテル、旅館                                          |                                      |
|         |              | 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿                           |                                      |
|         |              | 事務所                                             |                                      |
|         |              | 博物館、美術館、図書館                                     |                                      |
|         |              | 遊技場                                             |                                      |
|         |              | 公衆浴場                                            |                                      |
|         |              | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                                      |
|         |              | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                                      |
|         |              | 工場                                              |                                      |
|         |              | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                                      |
|         |              | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                                      |
|         |              | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                      |                                      |
|         | 第 4 号        | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                              | 階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上                  |

## (ロ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

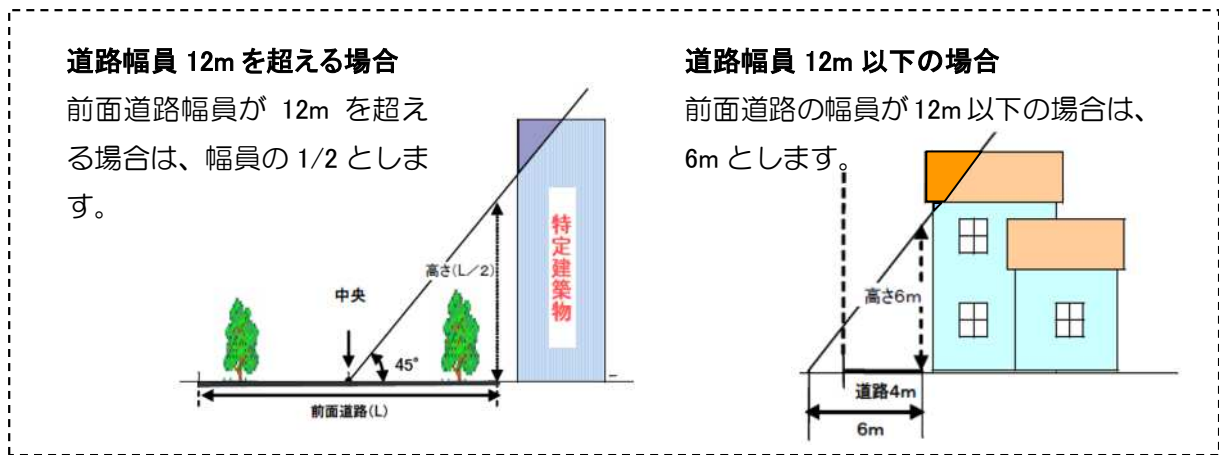
表 2-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の基準

| 耐震改修促進法 | 政令第3条第2項 | 危険物の種類                               |                                                                                 | 数 量                                     |
|---------|----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 第十四条第二号 | 第1号      | 火薬類                                  | 火薬                                                                              | 10 トン                                   |
|         |          |                                      | 爆薬                                                                              | 5 トン                                    |
|         |          |                                      | 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管                                                              | 50 万個                                   |
|         |          |                                      | 銃用雷管                                                                            | 500 万個                                  |
|         |          |                                      | 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線                                                        | 5 万個                                    |
|         |          |                                      | 導爆線又は導火線                                                                        | 500 キロメートル                              |
|         |          |                                      | 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火                                                                | 2 トン                                    |
|         |          |                                      | その他火薬又は爆薬を使用した火工品                                                               | 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量 |
|         | 第2号      | 石油類                                  | 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量 |                                         |
|         |          | 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)            |                                                                                 |                                         |
|         | 第3号      | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類     | 30 トン                                                                           |                                         |
|         | 第4号      | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類     | 20 立方メートル                                                                       |                                         |
|         | 第5号      | マッチ                                  | 300 マッチトン ※1                                                                    |                                         |
|         | 第6号      | 可燃性ガス<br>(第7号、第8号に掲げるものを除く)          | 2 万立方メートル                                                                       |                                         |
|         | 第7号      | 圧縮ガス                                 | 20 万立方メートル                                                                      |                                         |
|         | 第8号      | 液化ガス                                 | 2,000 トン                                                                        |                                         |
|         | 第9号      | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る) | 20 トン                                                                           |                                         |
|         | 第10号     | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る) | 200 トン                                                                          |                                         |

※1 マッチトンマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で、7200 個、約 120 kg。

## (ハ) 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

地震発生時に通行を確保すべき道路において、建築物が地震によって倒壊した場合、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある下記による旧耐震建築物です。



国土交通省ホームページより

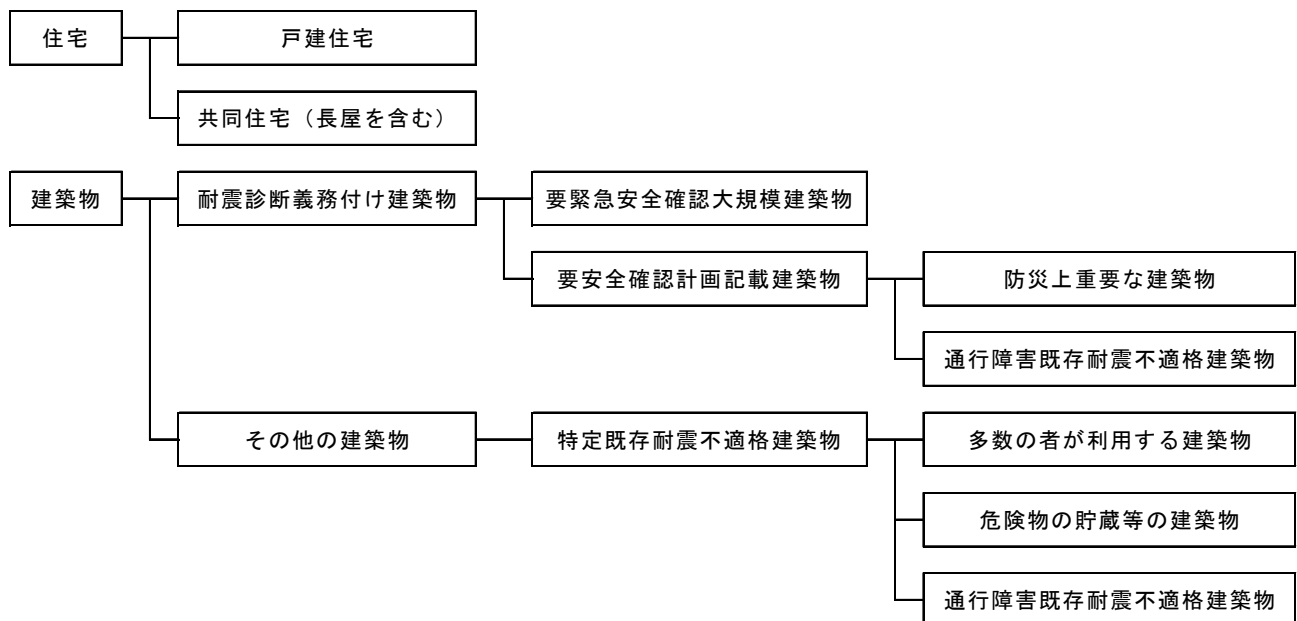
■地震発生時に通行を確保すべき道路（耐震改修促進法第 6 条第 3 項）を次のとおりとします。

「愛知県地域防災計画」に位置付ける第 1 次、第 2 次緊急輸送道路

「半田市地域防災計画」に位置づける第 3 次緊急輸送道路

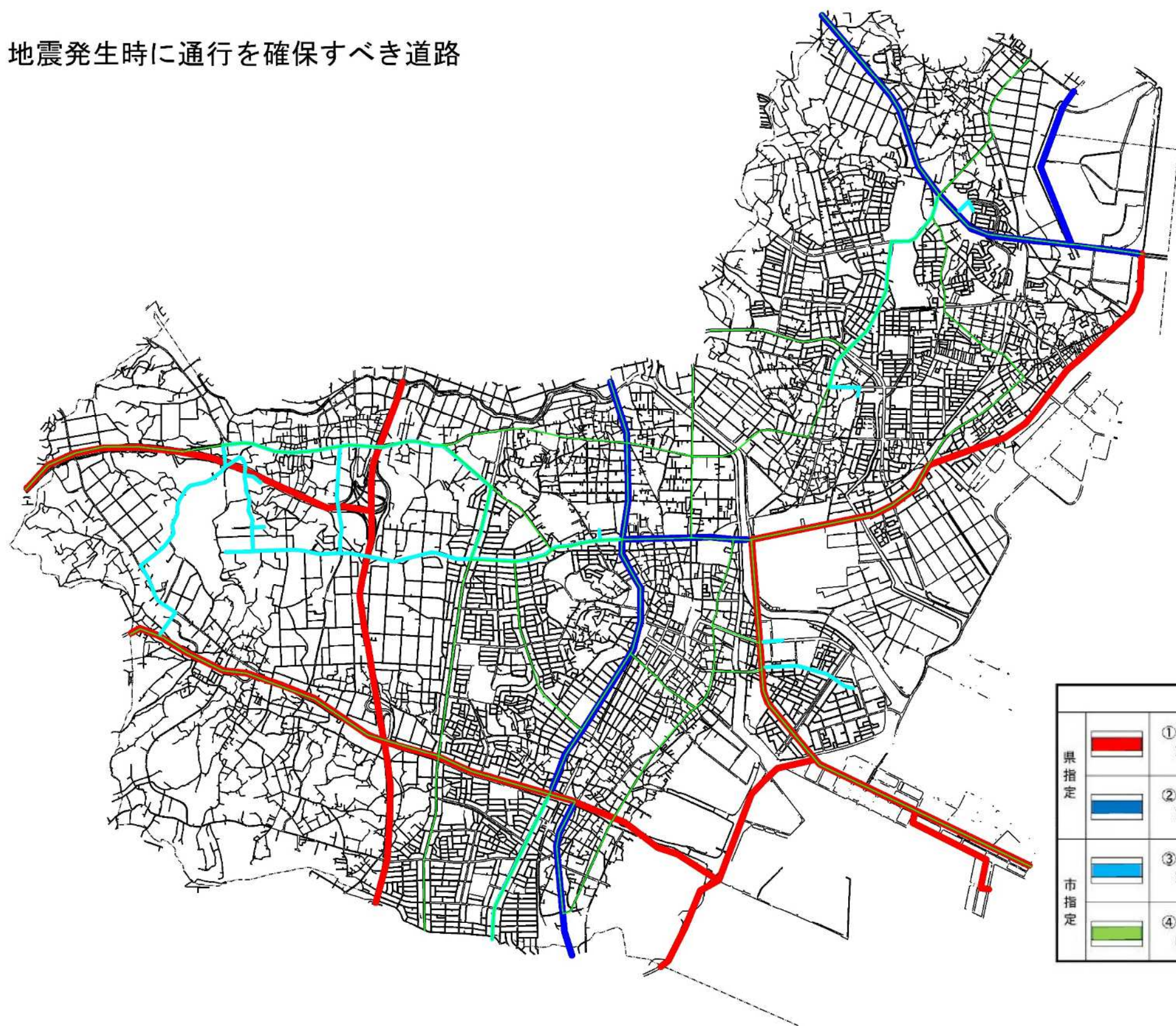
「半田市災害時徒歩帰宅支援ルートマップ」による徒歩帰宅経路

### 本計画の住宅・建築物の分類





# 地震発生時に通行を確保すべき道路



| 凡 例 |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 県指定 | ①愛知県地域防災計画による<br>第1次緊急輸送道路       |
|     | ②愛知県地域防災計画による<br>第2次緊急輸送道路       |
| 市指定 | ③半田市地域防災計画に位置付ける<br>第3次緊急輸送道路    |
|     | ④半田市災害時徒歩帰宅支援ルートマップ<br>による徒歩帰宅経路 |

0 1km



## 第3章 計画の方針

### 1 計画の方針

本計画では、住宅・建築物の耐震化の状況を整理し耐震化の促進に向けて、住宅については、国・県が定める新たな目標との整合を図り、耐震化の促進に取り組みます。

なお、建築物の耐震化については、診断義務付け建築物は耐震化を完了することを目標とし、診断義務付け建築物ではない特定既存耐震不適格建築物についての耐震化を進めます。

さらに、減災化について、改訂計画でも取り組んできた人命を守るための住宅・建築物の減災対策の取組を更に促進します。

### 2 計画の目標

#### (1) 住宅の耐震化の目標

- ・2035（令和17）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消します。

#### (2) 建築物の耐震化の目標

要緊急安全確認大規模建築物

- ・2030（令和12）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消します。

防災上重要な建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物

- ・耐震化は完了しています。

特定既存耐震不適格建築物

- ・2035（令和17）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消します。

#### (3) 住宅・建築物の減災化の目標

- ・住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守ります。

大規模な地震時にも、住宅が倒壊せず、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取組の強化・促進を図ります。

建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるよう、建築物の減災化対策に取り組みます。

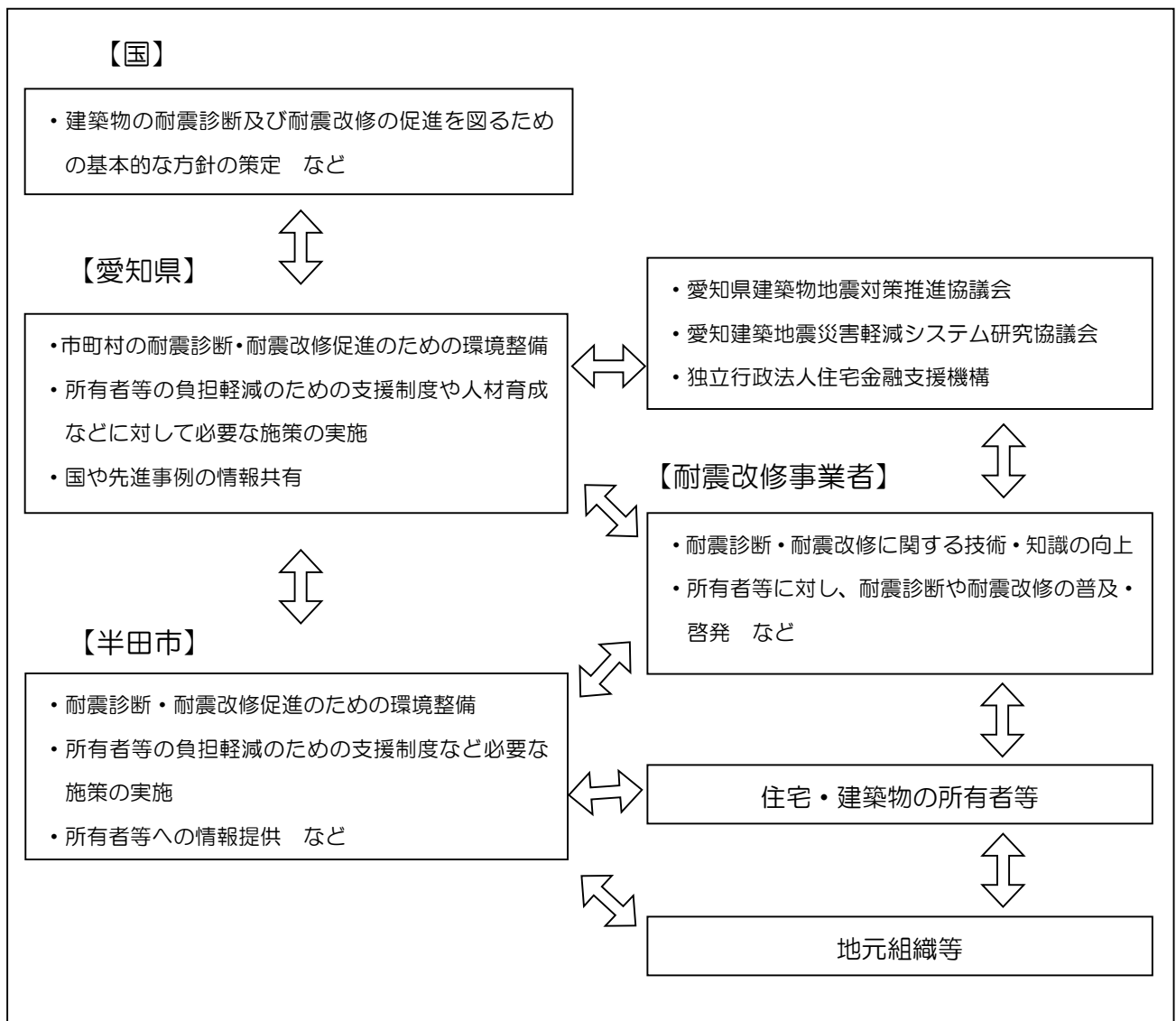
## 第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

### 1 耐震化及び減災化に向けた役割

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、国や県と連携し、本計画で示している目標を実現するため、耐震意識の高揚に努めるとともに所有者等の取り組みに対してできる限り支援をしていきます。また、これまで以上に迅速に耐震化及び減災化を確実に実行していくという観点から、耐震化及び減災化実施の阻害している課題を関係する組織・事業者等と役割分担を図りながら解消し、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組んでいきます。

図 4-1 国・県・市・所有者等の役割分担



## 2 住宅の耐震化・減災化の促進

### (1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化の目標である耐震性が不十分な住宅を概ね解消するために、耐震診断や耐震改修、除却に対する補助制度の活用、耐震改修に繋がる相談会の実施、税の優遇措置などの支援施策の周知などにより、耐震性が不十分な住宅の解消に向け、所有者等を支援する取り組みを行います。

#### 1) 耐震診断の促進

住宅の耐震化を促進するためには、自らの住宅の耐震性について知ってもらうことが重要です。本市では、引き続き無料木造住宅耐震診断・非木造の耐震診断補助を実施することで、住宅の耐震診断を促進していきます。そのために、様々な広報手段・機会を通じて耐震化の必要性等の周知・啓発を行っていきます。

#### 2) 耐震改修の促進

耐震診断を実施した住宅の耐震性が不十分と判定された場合、積極的に耐震改修を実施してもらう必要があります。本市では耐震改修補助を設けており、引き続き耐震改修を促進していきます。

また、耐震改修を促進していくために、住宅の建築年度や規模・階数によって違いはあるものの、耐震改修に要する工事費の低廉化、所有者の負担の軽減化が重要です。そこで、安価に行える耐震改修工法の普及、地域活性化につながる市内業者施工の際の補助額の増額の継続、補助金を工事施工者が受領する「代理受領制度」の活用について、パンフレットなどによる周知に取り組んでいきます。

#### 3) 取壊・建替の促進

建築後相当年数が経過した旧耐震基準の住宅に対しては、耐震改修費用の低廉化等に取り組むとともに、取壊により旧耐震住宅を減少させることも重要です。本市では、旧耐震基準の木造住宅の取壊工事に対する補助制度を行っており、引き続き旧耐震基準の住宅の取壊促進に取り組んでいきます。

また、建替も耐震化の促進につながる選択肢であることを周知していきます。

#### 4) リフォーム等の促進

居住している住宅のリフォームや空き家など活用にあわせて耐震改修工事を行うことは、ふたつの工事を同時期に行うことで、経費が軽減されることなどから耐震改修の推進が期待できます。

本市では、リフォーム等に関する国・県の支援などの情報収集・提供に努め、改修事業者と連携し、耐震改修と合わせたリフォームなどを促進に取り組んでいきます。

#### 5) その他の支援策の周知

旧耐震基準の住宅の耐震改修をした場合、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置が設けられ、税制による支援が受けられるようになっています。本市では、税制特例措置に関する情報の提供及び証明書の円滑な発行に取り組んでいます。

また、独立行政法人住宅金融支援機構では、耐震改修リフォームや高齢者向け融資等を実施しており、所有者のニーズに応じた支援が受けられるよう、支援機構と連携して、相談会等により情報提供に努めます。

## (2) 住宅の減災化

住宅の減災化を促進するため、段階的耐震改修や耐震シェルター・防災ベッドの設置に引き続き取り組みとともに、その他減災化につながる取り組みの検討を行います。

### 1) 段階的耐震改修の促進

耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期が挙げられます。段階的耐震改修は、通常、判定値を 1.0 以上にする耐震改修するところを、当面、判定値 0.7 以上に確保することで、「倒壊の可能性の高い」ものを、「倒壊の可能性がある」程度まで耐震性をあげることで、住宅の倒壊の危険性を少しでも解消する減災対策です。

本市では、1 段階目に 0.7 以上、2 段階目に 1.0 以上にする段階的耐震改修に対しての補助制度を実施しており、制度を継続するとともに活用の周知を行い、減災化を促進していきます。

### 2) 耐震シェルター等の設置の促進

地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあるため、最低限命を守る手段として、安価な工法による寝室等の個室補強は有効な手段となります。そのため、本市では 2008（平成 24）年より耐震シェルターや防災ベッドの設置に対する補助制度を創設し、ホームページ等を通じて周知を図っているところです。

今後も、様々な広報手段・機会を通じて広く周知を図り、対策を促進します。

### 3) 家具等の転倒防止の促進

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となり、倒れた家具等が出入口をふさぎ、避難等に支障を生じたりすることが考えられます。家具等の転倒防止対策は、身近で比較的簡単にできる効果が高い地震対策であることから、家具等の転倒防止対策を引き続き推進していきます。

### 4) 地震時の電気火災対策

地震後の火災による原因の多くは、電気火災によるものです。地震発生時に揺れを感知した時に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具（感震ブレーカー）の設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段であり、設置を促進していきます。

### 5) 平成 12 年以前の新耐震基準木造住宅における耐震診断

平成 28 年に発生した熊本地震では、新耐震以前建築物のほか、新耐震建築物のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された在来軸組構法の木造住宅についても、倒壊等の被害が見られました。国はこれを受けて、昭和 56 年から平成 12 年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」をとりまとめています。そのため、本市においては、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされるよう、インターネットや窓口で周知をしていきます。また、昭和 56 年から平成 12 年までの木造住宅も、無料耐震診断の対象とすることについて調査・研究を行います。

### 3 建築物の耐震化・減災化の促進

---

建築物は、都市機能や生活基盤となるもので、民間施設である事務所や店舗、工場等の生産施設、病院や老人ホームなどの福祉施設等、様々な建築物を地震から守ることは、利用者の人命を守るだけでなく、生活を守ることでもあることから、耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進していく必要があります。また、災害発生後、速やかに社会活動が復旧できるようにするため、耐震改修を促進することはもちろんですが、減災対策も重要です。

特に耐震診断義務付け建築物については早期解消に向けて、耐震化の促進が必要です。本市における耐震化が必要な耐震診断義務付け建築物は1棟ですが、該当建築物は建替移転により取壊しの計画で本計画期間内になくなる予定となっています。

また、耐震診断の義務付けのない特定既存耐震不適格建築物について、耐震化・減災化を進めることは必要であるため、これらの建築物の耐震化・減災化の促進に取り組んでいきます。

#### (1) 耐震診断の促進

旧耐震基準の建築物の耐震化を図るためには、まず、建築物の耐震性について知ることが必要であり、耐震診断を実施することが重要になります。多数の者が利用する建築物である特定既存耐震不適格建築物について、愛知県と連携し耐震診断補助の活用により、耐震診断の促進に取り組んでいきます。

#### (2) 耐震改修の促進

耐震診断を実施した建築物の耐震性が不十分と判定された場合、利用者の人命や生活を守るために、耐震改修をしていただく必要があります。多数の者が利用する建築物である特定既存耐震不適格建築物について、愛知県と連携し耐震性不十分な建築物の解消につながるように、所有者に耐震化の重要性を理解してもらう普及啓発活動を行っていきます。

#### (3) 建替・除却の促進

建替や除却も建築物の耐震化につながることから、建替等の支援の在り方について愛知県と連携し検討を行っていきます。

#### (4) 建築物の減災対策

建築物は、都市機能や生活基盤となるものであり機能を守ること、災害発生後、速やかに社会活動が復旧できるようにするためには減災対策も重要であることから、大規模空間の天井、窓ガラス、内外壁などの非構造部材の落下防止対策や、エレベーター・エスカレーター・受水槽などの建築設備の安全対策などの周知を図っていきます。

## 4 耐震化・減災化に向けた環境整備

愛知県や他市町村、愛知県建築物地震対策推進協議会と連携、普及啓発活動を行うことにより、耐震化・減災化に向けた環境整備に取り組んでいきます。

### (1) 関係機関との連携

#### 1) 愛知県及び他市町村との連携

職員の耐震改修に関する意識や知識、技術向上のために、継続的に勉強会を通じ、他市町村の取り組み事例や課題などを共有し、新たな取り組みなどを検討していきます。

#### 2) 協議会との連携

本市は推進協議会の一員として、震前・震後対策の体制整備を図るとともに、協議会作成のパンフレット配布などの啓発活動を行っています。今後も、震前・震後対策における専門家の育成等や、建築物の所有者に対する普及・啓発活動の拡充を行っています。

#### 「愛知県建築物地震対策推進協議会」

建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等の震前対策の推進及び地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する応急危険度判定制度の適正な運用と体制整備を図る震後対策を目的とした愛知県と県内全市町村及び建築関係団体で構成される組織

### (2) 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発

#### 1) 高齢の所有者に対する普及・啓発手法の検討

旧耐震基準の住宅は、建築後相当年数が経過しており、同時に所有者の高齢化等の個別の事情を有する住宅があります。このような状況を踏まえ、これまでの普及・啓発の取組に加えて、関係各課と連携して高齢者に対する普及・啓発手法の検討を行います。

#### 2) パンフレット等の作成

耐震化・減災化の促進には市民への普及・啓発が重要です。そのために、「手にとってもらいやすく、分かりやすい」を意識し、耐震化や減災化の必要性や効果についての情報提供や支援事業のPRを積極的に展開していくためのパンフレット等を作成していきます。

#### 3) 安価な耐震改修工法の普及・啓発

住宅や建築物の耐震改修を促進するため、工事費を下げることで所有者の費用負担が軽減され、耐震改修の実施が期待されます。そのため、いろいろな工法を分かりやすくまとめたパンフレットにより普及・啓発を行っています。

#### 4) 耐震講座等の実施

各種団体やグループに対し、住宅の耐震化や減災化の重要性とあわせ、本市における支援制度の説明を盛り込んだ出前講座を実施していきます。

#### 5) 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の実施

専門家による無料相談会を実施していきます。

### 6) 耐震診断戸別訪問の実施

旧耐震基準の木造住宅に対し、自治区や診断員と連携して、耐震診断・耐震改修をはじめとする耐震化・減災化を促す戸別訪問を引き続き実施するとともに、特定既存耐震不適格建築物に対しても、個別訪問し耐震化を促していきます。

### (3) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、「半田市住宅耐震化緊急促進プログラム」を策定します。

本プログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

## 5 建築物に対する指導等について

---

本市は、建築基準法による限定特定行政庁であり、木造住宅などの小規模な建築物（建築基準法施行令第148条）の所有者に対する指導等を行います。

それ以外の建築物については、所管行政庁である愛知県が定期的に市内の建築物の耐震化の状況について調査し、必要に応じて指導、助言、指示、公表を行い、その後、勧告・命令を行うこととなるため、これらの指導等が円滑に行えるよう、愛知県との連携を図ります。

## 第5章 その他関連する施策等

### (1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。そのため、本市では、半田市地域防災計画に掲げる避難所や避難場所へ至る経路を対象に、ブロック塀等の撤去費用への補助を実施しており、制度の周知を図り利用を促すことで、ブロック塀への安全対策を促進していきます。

また、ブロック塀撤去後に新たに生垣をつくる場合には、設置費用への補助を実施しています。

### (2) 津波対策・液状化対策

本市では、津波など大規模災害時における避難や徒歩帰宅の一助となるよう、地形図に標高の着色や避難所を明示した「半田市防災マップ（標高・避難所）」や地震発生時の震度想定や液状化の危険度等を明示した「地震時ハザードマップ」を作成しています。これらは、各戸への配布のほか、市のホームページを通じ、周知を図っています。また、国、県より公表されている防災情報（南海トラフの巨大地震による津波の浸水分布）についても、市のホームページを通じ、情報提供を行っています。

今後は、上記のような危険性の周知にあわせ、対策方法等に関する情報提供も行い、対策を促進します。なお、津波対策については、愛知県とも協力し、津波防災地域づくり法に基づく、総合的な津波防災地域づくりを推進します。

## 第6章 計画達成に向けて

### 1 取組・施策等の進捗状況のフォローアップ

本計画で掲げた目標を達成するために、本計画に記載した取り組みや施策等の実績の進捗状況を確認、フォローアップを行います。

進捗状況を踏まえ、必要に応じて、計画達成に向けて必要な取り組みを行っていきます。

### 2 計画の見直し

県計画の見直しにあわせて、進捗状況の確認を行うとともに他の関連計画や統計調査等との照査を行い、計画の目標等について、必要に応じて適切に見直しを行います。

「半田市耐震改修促進計画」

発行 建設部建築課

〒475-8666

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0671

FAX 0569-23-6061

E-mail [kenchiku@city.handa.lg.jp](mailto:kenchiku@city.handa.lg.jp)